

## 社会福祉法人しんまち元気村 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人しんまち元気村の役員及び評議員等の報酬等について定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 評議員等については、評議員及び別表に示す各委員を含むものとする。

### (理事会及び評議員会の出席報酬)

第3条 理事及び監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

2 評議員が、評議員会及び理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

3 別表に示す委員が、委員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

4 同一日に理事会及び評議員会が開催された場合、いずれにも出席した役員・評議員等については一方のみ報酬を支払う。

### (役員及び評議員等の勤務報酬)

第4条 役員及び評議員等が、第3条でいう会議以外の法人・施設運營業務に従事したときは、別表2により報酬を支払うことができる。

2 前項に係らず、監事が監査業務に従事する場合は別表3により報酬を支払うことができる。

### (旅費支給)

第5条 役員及び評議員等の法人業務に付随する旅費支給は、法人職員に規程する「旅費規程」を準用する。

### (報酬等の支給方法)

第6条 報酬は、当該会議等に出席した都度支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額、及び本人から申し出があったときには、立替金等を控除して支給する。

### (兼務役員)

第7条 法人の職員を兼務する役員は、法人の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(公表)

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日より施行する。
2. 法人の役員及び評議員の報酬に関する規程(平成26年9月12日施行)は廃止する

別表1 (第3条関係)

会議等	報酬の額
理事会出席報酬	日額 7,000円
評議員会出席報酬	日額 7,000円
評議員選任・解任委員会	日額 7,000円
運営協議会	日額 3,000円

別表2 (第4条関係)

報酬(日額) 4時間以内	7,000円
報酬(日額) 4時間以上	10,000円
交通費・宿泊費	旅費規程の通り
その他の費用弁償	無

別表3 (第4条2項関係)

監事監査業務報酬(日額)	20,000円
--------------	---------